

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 地震災害対策計画の抜本的見直し

1 計画の名称の変更

- ・計画の名称を「地震災害対策計画」から「地震・津波災害対策計画」に変更する。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画を位置付け

- ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、県内全市町村の推進地域指定を受けて、愛知県地域防災計画を南海トラフ地震防災対策推進計画に位置付ける。（p 3）

3 想定被害の見直し及び減災効果の明示

- ・第1編第3章の名称を「被害想定」から「被害想定及び減災効果」に変更する。
- ・戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施した調査結果をもとに、建物被害、人的被害など、南海トラフで発生する恐れのある地震の被害想定を記載する。
- ・被害を減少させる対策及びその効果について明示する。（p 5～7）

4 「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに設置

- ・第1編に第4章「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに追加する。
- ・平成25年6月の災害対策基本法改正で災害対策の基本理念が明確化されたことを踏まえ、本県の地域防災計画に、被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方等の基本理念を定める。
- ・平成26年1月の国の防災基本計画の修正において、従来74項目あった「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」が8項目に整理された。これらの項目に本県の地域特性及び被害予測調査結果を踏まえた「揺れ対策」、「津波・浸水対策」を加え、「重点を置くべき事項」として新たに記載する。（p 8、9）

5 各章の防災対策の「基本方針」に大規模広域災害への対応方針を追加

- ・「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」の各編それぞれの防災対策の基本方

針に、南海トラフ地震対策推進基本計画、大規模地震防災・減災対策大綱などや本県の被害予測調査結果等をもとに、大規模広域災害に対応するための方針の追加等を行う。(p 10、11)

Ⅲ その他主な修正事項

1 災害対策基本法の改正に伴う修正

- ・災害対策基本法の改正(平成24年6月)の際の附帯決議や中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告を踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

(1) 地区防災計画 (p 12)

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 (p 12、13)

(3) 避難行動要支援者名簿作成等 (p 13～15)

(4) 避難勧告等に係る知事等の助言 (p 15、16)

(5) 被災者台帳の作成、罹災証明書の交付 (p 16、17)

2 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、建築物の耐震化策を拡充することに伴い必要な修正を行う。(p 17～19)

3 交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等に伴う修正

- ・警察庁の通達により、交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等が行われたことに伴い必要な修正を行う。(p 19～21)

4 水防法の改正に伴う修正

- ・水防法の改正により、地下街における避難確保・浸水防止の規定が拡充されたことに伴い必要な修正を行う。(p 21、22)

5 特別警報の運用開始に伴う修正

- ・気象庁が平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始したことに伴い、気象警報等の伝達系統等の修正を行う。(p 22、23)

6 指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務の修正

- ・指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務について、「特別警報」の運用等に伴う修正や市町村への技術的な支援・協力を行う業務等を追加する修正を行う。

(p 24)

II_2 南海トラフ地震防災対策推進計画を位置付け

【主な修正箇所】

地震編 第1編第1章第2節「計画の性格」

【新旧対照表】

地震編 p1、2、8、25

第1編第1章第2節「計画の性格」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項に基づき、<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p> <p>①<u>東南海・南海地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>②<u>東南海・南海地震</u>に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>③<u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>④<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>[<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進地域]</p> <p><u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、<u>次の51市町村</u>（平成24年1月4日現在）である。</p> <p><u>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、且</u></p>	<p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項に基づき、<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p> <p>①<u>南海トラフ地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>②<u>南海トラフ地震</u>に伴い発生する津波からの防護、<u>円滑な避難の確保及び迅速な救助</u>に関する事項</p> <p>③<u>南海トラフ地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>④<u>関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保</u>に関する事項</p> <p>⑤<u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項については第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>[<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進地域]</p> <p><u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、<u>県内の全市町村</u>（平成26年3月28日現在）である。</p>

<p><u>進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、</u> <u>弥富市、みよし市、あま市、長久手市、</u> <u>東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、</u> <u>蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多</u> <u>町、美浜町、武豊町、幸田町</u></p>	
--	--

II_3 想定被害の見直し及び減災効果の明示

【主な修正箇所】

地震編 第1編第3章「被害想定」

【新旧対照表】

地震編 p3

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強4市町

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
10.2m	9分 ※津波高30cm	約28,000ha

<被害量の想定結果>

建物被害 *1	揺れによる全壊	約47,000棟	生活への影響	避難者数*4	避難所	約799,000人
	液状化による全壊	約16,000棟		避難所外	約748,000人	
	津波・浸水による全壊	約8,400棟		合計	約1,547,000人	
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟		帰宅困難者数*5	約858,000～約930,000人	
	地震火災による焼失	約23,000棟		飲料水不足*6	約13,000トン	
合計	約94,000棟			食料不足*6	約214万食	
人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約2,400人	廃棄物	毛布不足	約45万枚	
	浸水・津波による死者	約3,900人		入院対応不足数	約6,300人	
	急傾斜地崩壊等による死者	約50人		外来対応不足数	約5,100人	
	地震火災による死者	約90人		災害廃棄物（がれき）	約13,374,000トン	
死者数合計	約6,400人			津波堆積物	約6,864,000トン	
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約7,021,000人	経済被害	合計	約20,238,000トン	
	下水道（機能支障人口）*3	約3,207,000人		直接的経済被害（復旧に要する費用）	約13.86兆円	
	電力（停電軒数）	約3,757,000軒		間接的経済被害（生産額の低下）	約3.00兆円	
	固定電話（不通回線数）	約1,205,000回線				
	携帯電話（低波基地局率）*3	約81%				
	都市ガス（復旧対象戸数）	約169,000戸				
LPガス（機能支障世帯）	約162,000世帯					

- *1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合
- *2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合
- *3 発災1日後の想定 *4 発災1週間後の想定 *5 平日12時 *6 1～3日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村
東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
①	21m	7分 ※津波高30cm	約37,000ha
⑦	9.3m	6分 ※津波高30cm	約35,000ha

<被害量の想定結果>

建物被害	揺れによる全壊	約 242,000 棟	人的被害	建物倒壊等による死者	約 14,000 人
	液状化による全壊	約 16,000 棟		浸水・津波による死者	約 13,000 人
	津波・浸水による全壊	約 22,000 棟		急傾斜地崩壊等による死者	約 70 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟		地震火災による死者	約 2,400 人
	地震火災による焼失	約 101,000 棟		*2 死者数合計	約 29,000 人
*1	合計	約 382,000 棟			

*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）

*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の 4 点である。

- 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

(ア) 建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）

II_4 「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに設置

【主な修正箇所】※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第1編第4章

【新旧対照表】

風水害等編 p 2、3 地震編 p 5～7

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から県民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

II_5 各章の防災対策の「基本方針」に大規模広域災害への対応方針を追加

【主な修正箇所】

- 地震編 第2編第1章「防災協働社会の形成推進（※1）」
 第2編第2章「建築物等の安全化（※2）」
 第2編第3章「都市の防災性の向上（※3）」
 第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上（※4）」
 第2編第12章「震災に関する調査研究の推進（※5）」
 第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）（※6）」

【新旧対照表】

地震編 p9、11、16、24、25、26

（※1）地震編第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。</u></p>

（※2）地震編第2編第2章「建築物等の安全化」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</u></p>

（※3）地震編第2編第3章「都市の防災性の向上」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。</u></p>

（※4）地震編第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民間企業等が、防</u></p>

	<p><u>災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。</u></p>
--	---

(※5) 地震編第2編第12章「震災に関する調査研究の推進」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、<u>具体的な予防対策や応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、<u>新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u></p>

(※6) 地震編第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>各防災関係機関は、複合災害（(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えるものとする。</u></p> <p>○ <u>要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>

Ⅲ_1 災害対策基本法の改正に伴う修正

(1) 地区防災計画

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、6 地震編 p 6、10

地震編第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
(追加)	<p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p>

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第7章第1節「避難場所の確保（※1）」

第2編第7章第2節「避難所の整備（※2）」

第3編第10章第2節「避難所の開設（※3）」

【新旧対照表】

風水害等編 p 13、14、15 地震編 p 6、17、18、19、44

(※1) 地震編第2編第7章第1節「避難場所の確保」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
(追加)	<p>市町村における措置</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場</u></p>

	所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。
--	---

(※2) 地震編第2編第7章第2節「避難所の整備」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、<u>住民に身近な施設を避難所に指定するものとする。指定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</u></p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) <u>指定避難所の指定</u></p> <p>ア 市町村は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、<u>避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p>

(※3) 地震編第3編第10章第2節「避難所の開設」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>4 避難所の運営</p> <p>(9) <u>災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</u></p>	<p>4 避難所の運営</p> <p>(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p>

(3) 避難行動要支援者名簿作成等

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第7章第2節「要配慮者の安全対策」

【新旧対照表】

現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案
<p>県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) (2) 略</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者対策</u></p> <p><u>ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</u></p> <p><u>(ア) 要配慮者の把握</u></p> <p><u>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p><u>市町村は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び、県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。</u></p> <p><u>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u></p> <p><u>名簿に登載される要支援者は、転</u></p>

	<p>出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。</p>
--	---

(4) 避難勧告等に係る知事等の助言

【主な修正箇所】 ※地震編にも同様の記載あり

風水害等編 第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

【新旧対照表】

風水害等編 p 36、37 地震編 p 41、42

風水害等編第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>1 市町村における措置 (追加)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができ</p>

<p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (追加)</p>	<p>る。</p> <p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p>
---	---

(5) 被災者台帳の作成、罹災証明書の交付

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達(※1)」

第4編第1章「民生安定のための緊急措置(※2)」

第4編第1章第1節「義援金その他資金等による支援(※3)」

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、22、23、24、47、49、50、51 地震編 p 6、28、48、51、52

(※1)地震編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

現行(平成25年5月修正)	改 正 案
<p>2 市町村の措置 (追加)</p>	<p>2 市町村の措置 (5) 被災者台帳の作成 被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</p>

(※2)地震編第4編第1章「民生安定のための緊急措置」

現行(平成25年5月修正)	改 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>災証明</u>について、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p>

(※3)地震編第4編第1章第1節「義援金その他資金等による支援」

現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案
<p>2 市町村における措置 (追加)</p>	<p>2 市町村における措置 <u>(2) 罹災証明書の交付等</u> 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p>

Ⅲ_2 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第 2 編第 2 章第 1 節「建築物の耐震推進」

【新旧対照表】

地震編 p 11～13

第 2 編第 2 章第 1 節「建築物の耐震推進」

現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案
<p>第 2 章 建築物等の安全化 (略) (追加)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法</p>	<p>第 2 章 建築物等の安全化 (略)</p> <p>○ <u>大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p><u>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</u></p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法</p>

<p>律」の適正な施行</p> <p>多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>(追加)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努めることとする。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(追加)</p>	<p>律」の適正な施行</p> <p><u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</u></p> <p><u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、<u>建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。</u></p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の<u>既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等</u>に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び被災の推進</p> <p><u>(2) 民間住宅の減災化施策の促進</u></p> <p><u>県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に市町村の実施する減災化促</u></p>
---	---

<p>(2) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u></p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、民間の特定建築物及び防災上重要な建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(追加)</p>	<p><u>進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u></p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、<u>県又は市町村が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物</u>に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</p> <p><u>また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(3) <u>沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u></p> <p><u>南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</u></p>
--	---

Ⅲ_3 交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等に伴う修正

【主な修正箇所】※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第3編第8章第2節「交通対策」

【新旧対照表】

風水害等編 p 30～34 地震編 p 34～39

地震編 第3編第8章第2節「交通対策」

1 県警察における措置（全文修正した改正案）

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

◆ 附属資料第6「災害時の交通規制対象路線」

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none">・緊急自動車・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none">・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none">・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none">・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	<ul style="list-style-type: none">・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)	
--------------------------------	--

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

◆ 附属資料第 15「災害時における車両等の除去活動についての協定」

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

◆ 附属資料第 6「エリア交通規制（名古屋・尾張エリア、三河エリア）」

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(9) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

◆ 附属資料第 6「大震災発生時の交通規制計画」

Ⅲ_4 水防法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編第5章第6節「地下空間の浸水対策」

【新旧対照表】

風水害等編 p 12

第2編第5章第6節「地下空間の浸水対策」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>3 地下空間の管理者及び市町村における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、<u>円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</u></p>	<p>3 地下空間の管理者及び市町村における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、<u>利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。</u></p>

Ⅲ_5 特別警報の運用開始に伴う修正

【修正箇所】

風水害等編 第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」

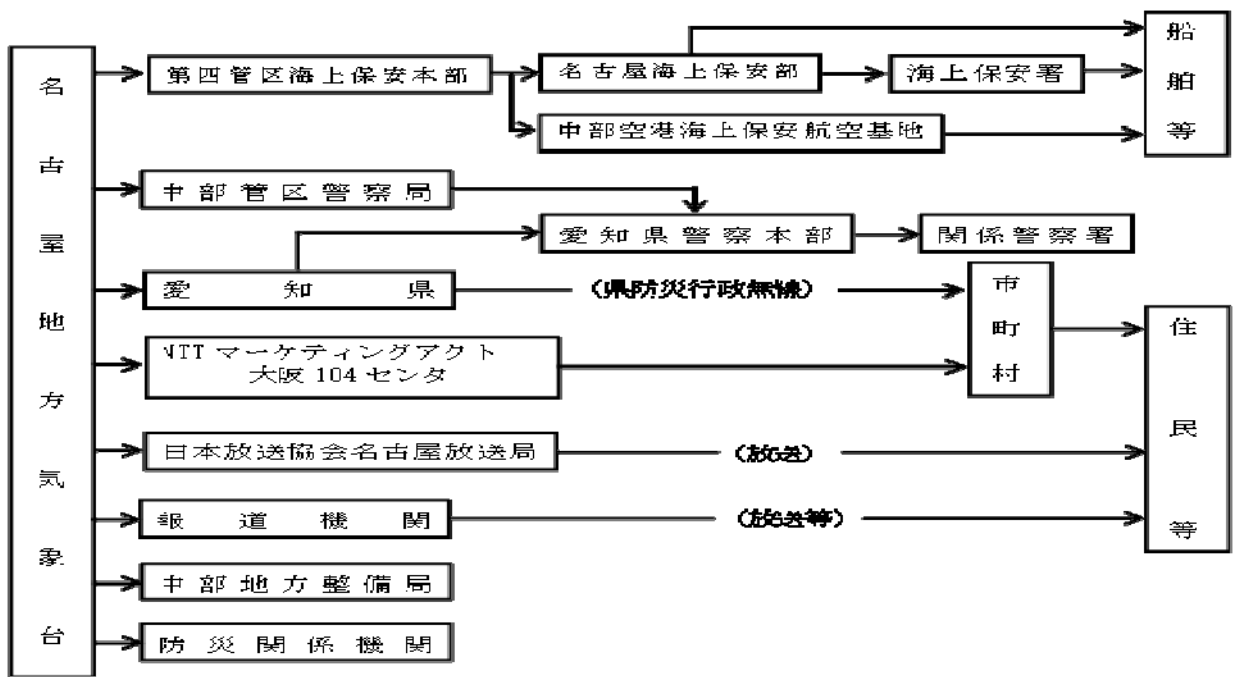
【新旧対照表】

風水害編 p 5、21、22、23

第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」

現行（平成25年5月修正）	改正案
<p>(1) 気象・水象に関する<u>予報警報</u>の伝達系統</p> <p>(次ページの図参照)</p>	<p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p> <p>(次ページの図のとおり修正する。)</p>

平成25年5月改正



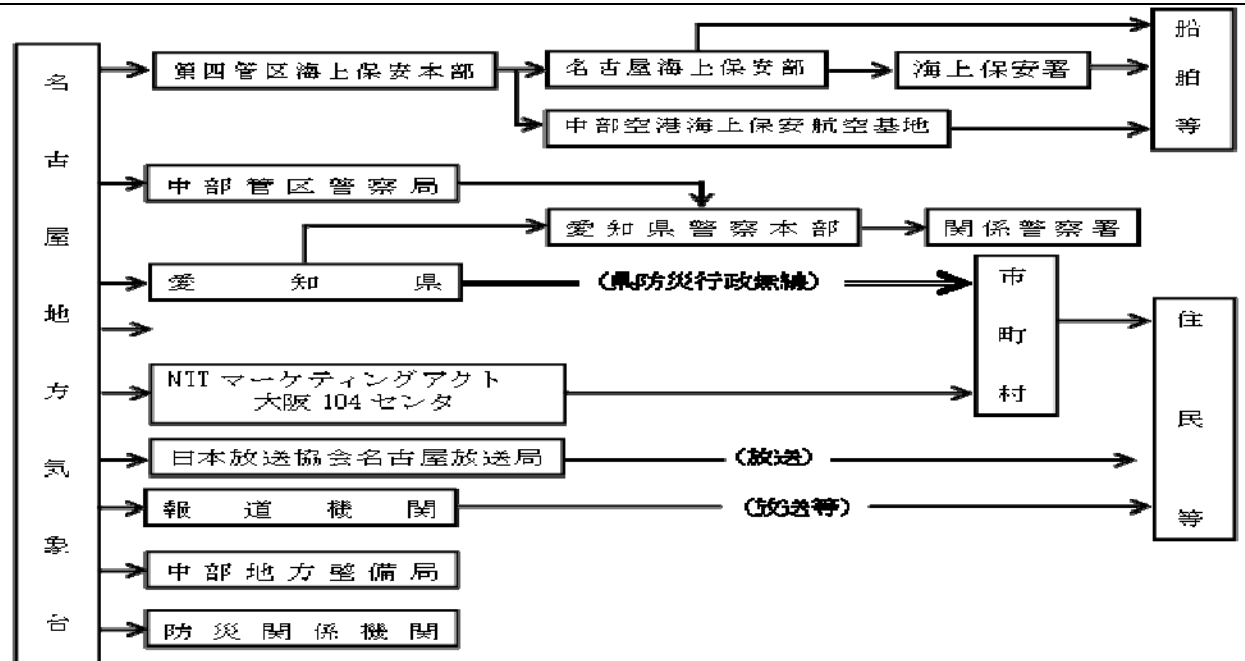
(注)

1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 104 センタには、警報についてのみ伝達を行う。

改正案



(注)

1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 104 センタには、警報についてのみ伝達を行う。

Ⅲ_6 指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務の追加に伴う修正

【主な修正箇所】※ 地震編にも同様の記載あり

風水害等編 第1編第4章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

【新旧対照表】

風水害等編 p5 地震編 p8

風水害編第1編第2章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行（平成25年5月修正）		改 正 案	
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
機関名	内 容	機関名	内 容
名古屋 地方気 象台	<p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	名古屋 地方気 象台	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></p> <p>(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p>(8) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>(9) <u>県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>